

指定居宅サービス事業者の指定の取消しについて

令和元年7月1日（月）

高齢介護室 介護事業者課居宅グループ 電 話 06-6941-0351（内線 4486、4488） F A X 06-6910-7090 ダイヤルイン 06-6944-7099
--

大阪府は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社にしR&D
- (2) 代表者 代表取締役 尾崎 直嗣
- (3) 所在地 四條畷市南野二丁目5番12号

2 事業所の名称及び所在地等

- (1) 事業所名 にし訪問看護ステーション
- (2) 所在地 四條畷市岡山東一丁目8番1号西川ビル2階
- (3) サービス種別 訪問看護
介護予防訪問看護

3 指定年月日

平成26年11月1日

4 指定の取消年月日

令和元年7月1日

5 指定の取消しの理由

- (1) 訪問看護の取消し理由（不正請求及び運営基準違反（法第77条第1項第4号及び第6号に該当））

利用者A氏について、医師による指示を受けることなく本件指定訪問看護事業所の判断により指定訪問看護（疼痛緩和等のリハビリテーション）を提供し、平成29年4月3日から平成31年2月28日までの間、376回分の居宅介護サービス費を不正に請求したため。

また、利用者B氏について、本件指定訪問看護事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにもかかわらず、当該職員が提供したこととして、平成29年4月1日から平成30年6月17日までの間、267回分の居宅介護サービス費を不正に請求したため。

- (2) 介護予防訪問看護の取消し理由（法令違反（法第115条の9第1項第10号に該当））

指定訪問看護事業所についての（1）の行為は、当該事業所と一体的に運営されている指定介護予防訪問看護事業所が「指定介護予防サービス事業者が介護保険法に違反したとき」に該当するため。